

社会福祉法人杵築・速見のぞみ会 評議員及び役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杵築・速見のぞみ会の評議員及び役員の報酬について定めることを目的とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬の支給をすることができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬の支給をすることができる。
なお、職員を兼ねる理事が理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬の支給を行わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円

(役員勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会以外の日において、法人の業務にあたった場合、または理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、次により報酬の支給をすることができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

	報 酬 (日額)
理事長及び理事業務報酬等	5,000 円

2 監事が、理事会以外の日において監事の職務の執行及び法人の業務にあたった場合は、次により報酬の支給をすることができる。

	報 酬 (日額)
監事業務報酬等	5,000 円

(支給日)

第4条 報酬の支給は、支払い事由の発生した日とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。